

## 貸与条件

- 1 利用者は、その貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うものとする。
  - 2 貸与物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
    - (1) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
    - (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
    - (3) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
    - (4) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
    - (5) 学校長が別に定める学習用パソコン等利用規約等に反する行為を行うこと。
    - (6) その他本貸与規程の趣旨及び貸与決定通知書に記載される遵守事項に反すること。
  - 3 利用者は、学校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
  - 4 利用者は、貸与物品の使用に係る維持管理費※を負担しなければならない。
  - 5 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第5号）を学校長に提出しなければならない。
  - 6 利用者の故意又は重大な過失により貸与物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
  - 7 利用者は、貸与物品の使用にあたり、故意又は重大な過失により県又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
  - 8 学校長は貸与物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
  - 9 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸与決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
  - 10 利用者は、学校長が別に定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
  - 11 貸与期間中であっても、県立学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸与を中止することができる。
  - 12 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
  - 13 利用者の親権者又は未成年後見人（利用者が成年者である場合にあっては、利用者の年齢が、申請の日の属する年度の四月一日において二十歳未満である場合（利用者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者がある場合に限る。）、利用者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者）は、貸与規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
  - 14 その他、学習用パソコン等の利用に際しては、学校長の指示に従うものとする。
- ※維持管理費とは、在籍する学校外での充電に係る費用及びインターネット通信費、その他タブレットペンの電池代など消耗品に係る費用のことをいいます。